

第6回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成21年6月29日(月) 14:00～15:50

◆ 場 所 第二庁舎 6階 大研修室

◆ 出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、広瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、秦 忠士、小林 知典、小出 祐二、神矢 壽久 の各委員(計30名)

【事務局】

企画部次長日小田順一、企画課課長玉衛隆見、同主幹渡邊信司、同専門員姫野正浩、同主査平松禎行、同主査甲斐章弘、同主査永野謙吾、同主査足立和之 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、広聴広報課主査樋口文昭、議会事務局議事課政策調査室次長藤野宏輔、監査事務局参事宮村広幸、選挙管理委員会事務局主査下村光典 (統括者・副統括者除く 計4名)

【傍聴者】

2名有り

◆ 次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

- (1)議会基本条例制定後の状況等について
- (2)自治基本条例について(フリートーキング)
- (3)その他

・第7回検討委員会の開催等について 他

<第6回 大分市自治基本条例検討委員会>

事務局	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>皆様には、お忙しい中お集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。ただ今より第6回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>全体で2時間程度を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、始めに委員長さんよりご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>皆さん方こんにちは。本日は第6回目の委員会でございます。</p> <p>今までいろいろとご審議をいただきてまいりましたが、冒頭に確認をさせていただきますと、大分市の自治基本条例を制定することについて、皆さん異論はないというふうに私は理解しておりますが、その点はよろしいかと思っております。そこで徐々に自治基本条例を制定するに向けての動きを始めていかなければなりません。議論をする上で司会者として切にお願いすることは、一つの方向性が出てきたときに、その方向性が覆されて原点に戻ってしまうというようなことは、時間や私どもの議論のエネルギーの節約上、無いようにしていただきたいと思っております。委員の皆様方の中には「もう少しスピードをつけて前に進むべきではないのか」というようなご意見もあるかと思っておりますが、司会者である私としましては、後になって議論がひっくり返って、もとに戻るといようなことは避けたいというわけです。繰り返しになりますけれど、自治基本条例を制定するという方向性については、問題はないと皆様方ご認識されていると信じて疑いませんので、今日は制定に向けての具体的な展開をいかに行うか、ということに向けての作業を行って行きたいと思っております。</p> <p>今日は、この委員会に参画されておられます、議会基本条例を制定された議会の代表者の方から、議会における基本条例の制定につきましてお話をいただき、これを受けまして、私達の検討の参考にさせていただくということになっておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。座らせていただきます。では、事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここで委員さんに異動がございましたのでご報告申し上げます。大分市PTA联合会のご推薦で同会の理事である香川様に委員をお願いしておりましたが、今回PTA联合会の方で役員の改選がございまして、新たに委員のご推薦をいただきましたので、ご紹介をいたします。大分市PTA联合会理事の松尾直美様でございます。松尾様。</p>
委員	<p>PTA联合会で研修部長をしております、松尾でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれより、議事に入らせていただきます。委員長さん進行の方よろしくよろしくお願いいたします。</p>

<p>委員長</p>	<p>はい、了解しました。それではお手元の次第に従いまして、まず議事（１）の議会基本条例制定後の状況等について、資料１の「議会基本条例制定の目的等について」を手元にご説明をいただきたいと思いますが、別に資料の２の用紙ございまして、自治基本条例制定の目的・効果等という資料があるかと思えます。この資料には今からご説明いただきます議会基本条例制定後の状況等をお聞きになって、自治基本条例に当てはまるとどうなるのかということをご希望の思ふがまま、お書きいただき、後のフリートークの参考にでもしていただければ、ということで用意させていただいたものでございます。</p> <p>それでは、「議会基本条例制定後の状況等について」ということで議会を代表いたしまして、ご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>改めまして、皆さんこんにちは。既に一度ここで議会基本条例についてのあらましに関しましては、制定しましたプロジェクトチームの副座長さんから説明がございましたので、私の方から、かいつまんで経緯を申し上げたうえで４月１日制定後の動きについて少しお話をさせていただきたいと思えます。</p> <p>私どもの考え方と言いましようか、私ども議会のうえでは、条例には二通りの条例があって、いわゆる基本的な考え方、根本理念を提起する理念型の条例それと、細かく手続きその他をきちんと整理してつける手続き条例、この二通りの条例があると考えております。中には、その二つを合わせた形の条例も他都市の条例には存在するようですが、どちらかと言うとわれわれの議会基本条例は手続き条例に近いものだというふうに考えております。</p> <p>このA4一枚の紙をご覧ください。この真ん中辺のところ、上から三番目の末のところの一番下の段、第16条第1項という部分がありますが、ここに「議員政策研究会」というのがございます。これは自治基本条例によって初めてきちんとした機関決定をされたものですが、先取りをする形でこれを昨年、立ち上げました。ここで議会基本条例を作るという議会全体の意見一致を見て、そして、プロジェクトチームを作り、そこで実際に条例文を検討し、作り上げた、それを9月議会で上程をして決定いたしました。4月1日からこれを今実施しております。実際には議会が開かれるということから言いますと、今回の6月議会がこの議会基本条例制定後初めての議会となりました。</p> <p>議会の本会議中で大きく変わったのは三点あるんですが、一点は本会議での一般質問を一問一答方式でできるということになりました。今回は24の方が一般質問したんですが、そのうち5人がこの一問一答方式を選択いたしました。そして傍聴に来られた方に、今までの質問の仕方とこの一問一答方式がどちらがいいのか、どういうふうに感じられたかというようなアンケートをとりました。まだアンケートそのものの集計はできておりませんが、概ね「一問一答の方が聞いていてわかりやすい」、それから、「質問のやり取りに非常に緊張感があって見ていて良い」というような受け入れ方をされているようです。</p> <p>三点あるうちのもう一点は、委員会でも自由討議というものが行われるようになりました。今まで議会というのは執行部から上がってくる議案のチェック機関という考え方が多くて、議会对執行部という形での意見交換や討論、あるいは質疑応答がされており、議員の間で、それぞれの考え方について、自由に話をすることは今までの議会では行われておりませんでした。この条例に明記をいたしまして、委</p>

	<p>員会の中で議員が発議をし、委員長がそれを認めれば、自由に意見交換ができるという形になりました。</p> <p>それからもう一つ大きく変わりましたのが、反問権を執行部側に付与したということです。これは、執行部に対して議会、議員が何らかの質問をしたときに、それに対して、今までは答弁をするだけで質問をすることは許されていなかった執行部側も、あらかじめ議長、あるいは委員長に届けて、議長なり委員長がそれを認めれば、議員が質問したことに対して、「それが大分市の行政上どのような効果がありますか」というように質問をできるようになりました。</p> <p>見直し等の説明ですが、いわゆる地方分権一括法制定後の二元代表性というのがどうしたことかということを考えて、議員はまず議会で襟を正そうというのが、資料の最初の三つある四角のうちの最初の四角になります。</p> <p>それから、市民に対して、議員はさらにもっと説明責任を果たしていこうというのがまん中の四角になります。そして一番下が、市長との間、執行部との間の二元代表制のそれぞれを受け持っているパートの責任をどう果たしていくかということ、三つに分けてここに表しておりますが、ここに書いてあることが、主に今までの議会ではなかったこと、あるいは考えられなかったことになります。</p> <p>ただ、一つだけお断りをしておかなければいけないのですが、一番下の四角の一番下の③の第8条第1項について「じゃあ、今まではこういうことを聞かなかったのか」という質問があるかと思います。これは、少なくとも私が議員なってからは、ずっと上程議案に対して、ここに書かれている程度の情報については、議会は今までも求めてきております。ただ、これが条例文や、あるいは地方自治法の中で、きちっと明文化されておりましたので、今回基本条例を作るときにこれを明文化しようという形でここに提起しておりますけれども、実際には、我々がチェック機関としての議会の機能を果たすために、今までもこのような視点に立って情報の提供を要求してきたということはお断りしておきます。雑駁ではありますが、説明はこの程度にして、もし何かご指摘の点がありましたらどうぞ。</p>
委員長	<p>はい、どうもありがとうございました。条例によって新しく実現できるようになった内容について、さらには従来までやられてきた内容でございますが、その根拠というものを、より明確にしたものというようなことで具体的にご紹介いただきました。まことにありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、参考に議事の（２）の自治基本条例のフリートーカーキングをしていただきたいと思っておりますけれども、事務局のほうから予め把握資料を提示していただいておりますので、この資料について事務局から補足説明をいただきたいと思っております。事務局よろしく申し上げます。</p> <p>はい。どうぞよろしく申し上げます。おそれいりますが、座らせて説明させていただきたいと思っております。若干のお時間をいただきたいと思っております。それでは参考の１と書いておりますブルーのペーパーを開けていただきたいと思っております。</p> <p>まず、自治基本条例の必要性についてですけれども、昨年の第一回検討委</p>

員会におきまして、説明をさせていただきます、繰り返しの部分もごさいますが、再度説明をさせていただきたいと思ひます。

最初に大分市を含めて地方自治体を取り巻く現状についてですが、まず、触れなければならぬのは、今後確実にやってくる人口減少・少子高齢化の問題であります。税収という面から見ると、多数を占める団塊の世代及びこの世代に続く方々は、現在はまだ、大部分が税金を払っている立場の人たちであります。ところが、ここ数年のうちに退職し、今後は税の消費者に転換してしまう。膨大なこの世代の方たちが、年金や国民健康保険など社会保障費の使い手に転換してしまうということです。それを支える子どもは減少の一途をたどっています。推計では、2005年の約1億3千万人の人口が、2055年には約9千万人まで減少すると見られております。約4千万人の人口が減少するということになります。

そうなりますと、当然税収は減りますし、逆に、社会保障費は大きく膨らんでくる。それ以外の一般行政経費に回せるお金は格段に減ってくるということになります。この危機をどのように乗り越えるか。限られた資源を有効に活用しながら、自治体のメンバー、いわゆる市民、行政、議会が元気に活動してまちをつくっていくことで乗り切っていく、そのためのルールが自治基本条例であるということになります。

また、戦後日本人は「公」という考え方をどこかに、置いてきたのではないかということです。自分と自分の家族たちがどうやったら幸せになれるかということをもまず第一番目に考えて、隣の人や町や村全体の幸せは二番目に考える。そして国全体のことは三番目、あるいは四番目に降ろしてしまったということになります。これに歩調を合わせるかのように行政も積極的に仕事を増やしてきました。たくさんの税金が入ってきて、そしてそれを使って地域をよくしようという思いが全国の自治体で新しい政策を生み出しました。これもまた、ある意味では、結果的に政府、地方公共団体の機能を大きくしてしまった要因であると考えられ、このようなことが、地域コミュニティの希薄化をもたらした大きな原因であると思われまひます。高度経済成長の時代はこのように行政が肥大化しても対応できたのですが、低経済成長から現在のような財政危機の状態になり、だんだん政府公共部門が果たしてきた役割をうまく果たせないようになってきました。それは、経済的な面が大きく影響しているのは当然ながら、市民に本当に喜ばれるサービスになっているかどうかという確認も十分にできないままやってきた行政の責任も否定できません。

このようにして任せておけばうまくやってくれる時代に別れを告げなければならない状況になってきました。意味のある、有効で高品質な公共サービスを政府公共部門ひとりの手ではなく、市民活動団体やNPOなども含めた多くの人の力を借りること、いわゆる協働によるまちづくりが必要だと認識されるようになってきた。これも自治基本条例の検討を促している大きな要因の一つであると思ひます。

また、地方分権の進展についての面から申し上げますと、2000年4月の「地方分権一括法」の施行により、従来の国主導による全国画一的な施策決定システムに替わり、自治体は国と対等な地方の政府として、地域の特性

や地域ニーズを的確に把握し、限られた行財政資源を有効に活用して個性ある施策を展開していくことが求められるようになりました。

地方分権一括法の成立前までは、国会が法律を作って、国の各省に行政事務を発生させます。それが都道府県知事から市町村長へと縦に指示されてきます。処理の仕方も通達の形で指示されて、地方自治体はそれに従って処理をするということになっています。これを「機関委任事務体制」というのですが、しかし、地方分権改革が行われて、この構造は2000年までということになりました。機関委任事務制度のもとでは、いわゆる箸の上げ下げまで、具体的に規定していた通りにやらなければならないのですが、その必要性がなくなったということです。分権改革の前の自治というのは、国の法令に基づいて行われることが大半でした。「自治体は何々をしてよしい、自治体は何々をしなければならない、市長は何々をしてはいけない」というふうに、法律で決めて、それが地方に指示されていくということになっているのです。したがって、行政や議会の行動範囲、自治体でできること、できないことが法律で決まっている。できることをやるための手続きや仕組みは地方自治法というもので決まっているという時代でしたし、政策の多くは中央でやる、国会で法律を決めてやるというのが常識の時代でした。また、この制度のもとで、国や県が監視をして、面倒を見てくれていたのも事実でした。

ところが、分権改革で「機関委任事務」も無くなりましたし、国や県が監視し、口出しをしていたものが出来なくなりました。我々の自治体が間違えたときは、自治体の責任、最終的には市民の責任で矯正もしていかなければならない。つまり、地方分権によって、地方のことは地方で決め、責任を持たなければならない。どんなまちにするのかを自分たちで考え、地域で選択・決定することになったわけであります。

市民も、これまでのように市役所任せや議員任せではなく、公共を担う主体として判断、決定しなければならない。的確に判断、決定できるような条件や仕組みの整備が必要になったということであります。要するに、自治体のメンバー、市民、議会、行政全員が、元気ががんばれるような制度や仕組みが必要となった。この仕組みが、自治基本条例ということであります。

次の大きな段の時代の流れに沿った対応策についてですが、市民参加と協働のルールづくりと、三段目の自治体のメンバー全員で力を合わせ、大分市の特性を生かした自主・自立のまちづくりを進めるルールづくりの必要性につきましては、今、大分市を取り巻く現状の中で申し上げたとおりでございますけれど、二段目の権利・義務など市民と市の関係を明確化するルールづくりの必要性について説明をさせていただきます。

私たち国民と国政との関係を考えてみますと、日本国憲法の前文には「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と明記されています。つまり、私たちはその持てる権利を選挙という行為を通じて国政に信託するとともに、信託した国政が決定したことに従うという約束をしているということになります。

例えば、国会が税法で税金の種類と金額を決定しますと、国民はその税金

を納めることを約束する、という関係が成り立っています。そして、そうした約束ごとをまとめ、国家の組織や統治の基本原理・原則を定めたものが「憲法」でありまして、第98条1項ではそうした意味からも「国の最高法規」と規定しています。

一方で、私たちは市民として、市長と市議会議員を直接選挙によって選出し、大分市という地方自治体を形成しております。市民、市議会、行政が一体となって、協働して大分市という独自のまちづくりをしていることを考えたときに、「憲法」ではその全てを書き表しているとは言えません。2000年の地方分権一括法の施行前であれば、国と地方の関係は上下・主従の関係でしたから、憲法から地方自治法の流れの中で、信託関係は一本に整理されていると考えても不思議はなかったのです。

今日、国と県、市町村については対等・平等の関係となっていることからしても、私たちは国民として国政の信託だけでなく、市民として地方自治体に対しても、一部地域的なことについては法律で決め切れないはずであります。その部分は別の信託行為が行われている。これが「二重信託論」という考え方です。

しかし、国民と国政との信託関係は憲法で明確にされておりますが、市民と地方自治体との信頼関係を明確に規定したものは今のところ無いと言わざるを得ません。こうした、市民と地方自治体の信頼関係を明確化した、いわゆるそれぞれの役割や責務を定めた規範が必要ではないか、これが自治基本条例だということでもあります。

次に、三つ目の大きな項目のめざす姿についてであります。市への信託を明確化する。次の、行政の責務を明確にし、市民サービスの向上をめざす。三番目の市民の権利・義務を明確にするとともに、協働のしくみを確立する。につきましては、説明させていただいた通りでありますし、4番目の議会の責務を明確にするにつきましては、井手口議員さんが説明していただきました。最後の軸のぶれない独自のまちづくりを進めるについてでありますけれども、これまでの自治体は、概して首長の指導力に依存してまちづくりを進めてきました。けれども、市民の能力や主体的な活動が飛躍的に高まった今日、首長の指導性だけに依存したまちづくりは、一方で自治のシステムをなおざりにしがちな面も出てくるということは否定のできないことで、それゆえに市民の自治体に対する心理的な距離を広げてしまいます。したがって、市民の知恵やエネルギーを自治体の政策活動に日常的に結びつける総合的なシステムを整備しなければ、自治体運営は困難になります。北海道のニセコ町の「まちづくり基本条例」研究会の会長をされていた土佐茂男さんが、自治基本条例の意義につきまして「市町村長や議会が選挙で変わっても後退させない、誰がなっても、このレベルからは後退させないという自治の水準を明確にして文章化しておく、そういう役割を持たせたいのだ」という趣旨のことを言っておられます。この姿勢が非常に重要であると思っておりますし、自治基本条例が正にこの役割を果たすものではないかと考えております。

次の資料参考2の説明をさせていただきます。先般委員の皆さんからいただいたアンケートの中から抜粋し、その課題の中から自治基本条例との関連を考察し、合わせて、目指す方向も考えてみました。時間の関係で、項目を

絞って説明させていただきます。

最初の「地方分権による地域間競争に負けない特色のある取り組みが必要である。」という課題に対しまして、現在の状況は、「日本一きれいなまちづくりなど、市民協働によるまちづくりを市政の主要な柱に据えて、積極的な取り組みを行い、併せて全国に情報発信しております。」自治基本条例との関連では、「行政の役割や市政への住民参画、協働の推進などを盛り込む」ことが考えられます。加えて、「条例の前文に大分市の特色を盛り込む」ことで、本市が目指している理想がわかりやすく宣言できるのではないかと思います。めざす方向ですが、日本一きれいなまちづくりをはじめとする「市民協働のまちづくり」については、条例又は規則で規定されていないため、このような現在の取り組みを検証し、良いものは後年においても継続されるように条文化しておくことで、より実効性が高まるものと考えます。

二つ程とばしまして「自治会等の活性化による地域コミュニティの再生が必要である。」という課題に対しまして、現在の状況は「地域力向上推進事業、ご近所の底力再生事業等を実施しまして、地域活動の促進を図っております」、自治基本条例との関係では、「市民の地域コミュニティへの積極的な係わりや共助の精神の醸成を目指す項目を盛り込む」ことが考えられます。目指す方向としては、「自発的・自立的な地域活動を条例で規定し、その推進を図ることにより、地域コミュニティの醸成、活性化を図る」ことが一つ言えるのではないかと思います。

次の項目の行政として考えられる問題を2点ほどではありますが、記載してみました。そのうち、最初の項目を説明させていただきます。課題として「地方分権時代にあたり法令の自主解釈運用や訴訟の対応、国への法令改正の提言などを行えるような職員の資質の向上や、独自のまちづくりを行うための自前の地域政策が求められており、これが、地方分権改革の流れの中で重要な視点の一つとなっております。」現在の状況ですが、「総務部に法制室を設置し、条例に関する審査等を行っているものの、政策法務、これは、法を意識して政策を企画・実施するとともに、条例等の法務手段を使って政策課題を考え、課題を解決しようとするものでありますが、この政策法務については、現在自主的な法令の解釈等を行う段階に至っていない。」という状況であります。自治基本条例との関連では、「政策法務の推進の項目」を盛り込むということになります。当然、目指す方向としては、「法令の自主解釈運用を行う能力を高めまして、自主的かつ自立的な市政運営を目指す」ということになろうかと思います。

続きまして、次の資料の参考3、「自治基本条例を制定するとどうかわるか」についてですが、現在、自治基本条例を制定済みの自治体は、100を超えておりますけれども、およそ100自治体となっております。

これらの自治体において、条例制定後どのように自治が変わったのか、また、どのように住民生活が変わったのかということは、多くの自治体が制定後まだ間もないこともあって、明確にはほとんど報告されておられません。

日本で一番最初に制定されたとされるニセコ町では、「条例を作ったどうか変わったのか」という問いに対しまして、当初は「今までも行ってきたことを条例に明記したものであるので、すぐには町は変わらない」と答えていたよ

うですが、制定後8年を経過した今、振り返ってみると町民が中心となった各種会合が頻繁に行われるようになったり、町民のネットワークや事業活動などが一層拡大しているなど、変わらないと考えていた町がより一層活性化していると感じられるようになってきているようでもあります。

また、中核市で初めて制定された豊田市では、市町村合併後の旧自治体間のまちづくりや自治のあり方をすり合わせるために基本条例が制定されたこともありまして、基本条例による変化としてではなく、合併したことによる変化の意識が大きいと認識されているものの、地域自治区条例や市民活動促進条例を整備し、市民協働の裏付けを明確にしたり、職員研修を行うなど職員の資質並びに意識の向上を図っているようでございます。

さらに、同じく中核市である岐阜市においては、条例を検討するにあたり市民との協働に重点を置いたことで、制定後では、行政は市民や外部組織といかに協力していくかという意識の向上が見られまして、市民はまちづくりに主体的に協力する意識が芽生えてきたと感じているようです。また、庁内に市民との協働推進本部を設置し、部ごとに置く市民協働推進リーダーが、事業展開ごとに市民と行政との協働を検討しているようでございます。

本市において考えてみますと、既に、委員の皆様からいただいた、課題と今後の方向性のところで触れましたけれども、「日本一きれいなまちづくり」に代表されるように、他都市に比べてかなり高い水準にある市民の自治参加意識が既に育ってきているということと、これからさらに職員の意識向上を図ることなどにより、自治基本条例の制定を契機に、市民・議会・行政が一体となった大分市独自のまちづくりが、より一層進められることが期待されるところでございます。

最後になりますけれども、参考4の大分市自治基本条例検討委員会の今後の検討スケジュール（案）についてでございますけれども、あくまでも現時点の事務局の案でございますが、現在6月第6回の検討委員会を開催しておりまして、7月には条例を意識した議論の展開を開始していただければと思っております。できれば、21年度中に素案の作成まで進めたらというふうに考えております。そして、22年度に市民意見交換会を実施し、パブリックコメントを行い、シンポジウム等も開催する中で議会の議決をいただければと考えております。ただし、本スケジュール（案）は、他都市の制定経過を参考に、今後の検討過程をイメージしていただくために作成しておりますので、このスケジュールにて拘束をするものではありませんのでご了承いただきたいと思います。以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。それではフリートークにはいってまいりたいと思いますが、最初の方では今の事務局からご説明のありましたような内容、さらには議会の基本条例の規定につきましてご説明いただきましたが、そういった内容につきましてご質問等がございましたら、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

大変恐縮ですが、委員の皆様方の人数が多くて、議事録作成の関係上、ご発言をなさるときにお名前を仰っていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

	<p>それでは、今、私が申し上げたようなことで、ご発言よろしく願いいたします。</p> <p>特にございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>僕は、この前も気になっていたんですが、出していたアンケートをの内容はほとんど拾い上げておられるんでしょうか。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>前回の委員会でも申し上げましたとおり、同じようなご意見のものはまとめさせていただきまして、ご提示をさせていただいております。また、同じような性格、もしくは、いわゆる「この分は少し条例と視点が違うのかな」という分な点につきましては、若干でありますけれども掲載できていないという面もございますので、ご了解いただければ、と思います。</p>
委員	<p>もう一度質問します。アンケートの趣旨はそういうものですか。一応、ある程度拾い上げてするものじゃないかな、というような気がしますけれども。これは関係ない、これは関係あるという判断はどうでしょうか。僕は、時間はかかるかもしれませんが、出てきたアンケートの内容はこの場で話し合うものと思っているんですが。</p>
事務局	<p>事務局の方からお答えさせていただきますけども、基本的には全ての項目を掲載させていただいているというふうに考えておりますが、もし、事務処理上で漏れ等がございましたらご提示いただきまして、また、その後につきましては掲載させていただきたいと思っておりますが、漏れ等がございますか。</p>
委員	<p>今日、以前提出しましたアンケートの内容を持参していないので、全部覚えていませんが、2、3あるように感じます。</p>
事務局	<p>基本的には全て掲載させていただいているというふうに考えておりますが、もし、手違いで漏れ等がございましたら、また、別途ご指示をいただきまして、最新のものに調整させていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>はい、そのほかにございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>今のアンケートに関するご意見を聞いていて、少し第三者的に思ったことなんですけれども、もしかしたらアンケートの扱い方に関してちょっと認識がずれているところがあるんじゃないかなというふうに思ったもんですから、発言させていただきました。</p> <p>まず、アンケートに漏れがあるかという件についてなんですけれども、以前、委員アンケート結果という大きな紙の資料をいただいたと思います。今、</p>

事務局方の方が「漏れはないと思います」と言われていたのは、この資料において漏れがないと言ったのではないかと推察いたします。これは多分、非常にいろんな意見を拾ってくださってますので、この点では問題無いんじゃないかと思います。

もう一つですね、今のご発言で気になっておられたのは、もしかしたら、たとえば今日、先ほどいただいた資料、参考2というところに、委員アンケートから考察する課題ということで、非常に簡潔にまとめてくださっているんですけども、これでまとめる過程の中で最初に出てきたアンケートのいろいろな論点が落ちていってしまっているのではないかと、それに従って全てこれで議題を含んでいくと、ここに入らなかったものは取り上げられなくなるんじゃないかというような、ご心配をされているのかなと思いました。違いましたら申し訳ございません。私自身は、このアンケートから抽出された、この参考という資料を見て、確かに「絞り込まれているな」とは思いました。ここに入らなかったものもアンケートの意見の中にはたくさんありますので、「それどうなるのかな」というふうな気持ちは確かに持っていたんですけども、ただ、我々は全員、最初のアンケート結果が全て載っている資料を持っている訳ですので、これを常に手元に置いて、必要に応じて見ながら、取り込んでいくように討議をしていけば良いのではないかと私自身は感じておりますし、おそらく、このアンケートに出された意見、前回私もちょっと遅れて来ましたので、最初の討議を聞けなかったんですけども、自治基本条例の中で、全てを扱えるかということ、おそらくそうではないだろうと私は思っております。

自治基本条例というのは万能のツール、万能薬ではない訳でありまして、むしろ、いろんなことに対応するための根本的なツールであろうというふうに思っていますので、その中で何でも具体的なものというのはおそらく入らないだろうというふうに私は思っております。なので、その検討する時に、例えば自治基本条例でどういうことをやって行きたいか、ということを考える時に、頭の中でどういうことをイメージするかという手がかりに、このアンケート結果の資料は非常に大事なツールになる、素材になるんじゃないかなと、非常に私は大事に思って、今日も持って来ております。

なので、若干、今日出てきた、この非常に端的にまとめてくださったものの扱い方ということになるんじゃないかと思っておりますけれども、全てこれで行っていくというか、何かまとめないと話が進まないというのも非常に良くわかりますので、これは必要だと思うんですけども、ここに出なかった分もあると踏まえて、必要に応じてこれを議論の中に入れていけば良いんじゃないかというふうに感じました。というのが今のやり取りについて感じた私の私見でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。参考についてというのは、さっき事務局から説明をいただきましたけれども、これはあくまでも事務局サイドで「例えば」ということで作っていただいたことでして、非常に極端な言い方をしますと、「こんなものはいらないよ」ということでも結構でございます。

ただし、これはそれなりに意味があるというか、例えば、こう、いろんな

	<p>意味があるのが出ているのが基本条例との関係でいくと、こう整理されていくのかなあ、と一つの事例としてご理解をいただければ、参考に値するかなということですね。決してこれが一人歩きするものではございませんので、どうぞご心配の無いようにしてください。私は、この委員会の委員の皆様方の議論を経ないと、一歩も先に進めないということで皆さんに力を出していただいておりますから、これはあくまでも、「例えば」ということでございます。アンケートはアンケートで別にまとめたものがございますので、その点をご理解をいただければ、と思います。よろしゅうございましょうか。</p> <p>はい、どなたか。どうぞ。</p>
委員	<p>大変立派にまとめていただいたし、市の方が考えておられることも以前より随分、明確になったように感じます。</p> <p>議長にお尋ねなんです、この説明して下さったことに質問ということでありましたので、意見ということではないんですよね。質問ということですね。</p>
委員長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>で、この後、議事をどのように進めていかれるおつもりなのか、お願いします。</p>
委員長	<p>あくまでも意見交換は、なさっていただくかと思っています。意見交換が始まる前に一応質問があれば、ということで。非常に単純な司会でございますが。いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>今日の事務局の方がまとめていただいたのは、非常に良く今までの経過をまとめていただいて、全体像がなんとなく見えてきような気がしました。で、おそらく先ほどの委員さんが言われたように、これは完璧であるかどうかというのはまた別の話でしょうから、それをまた議論の中で、問題ある点はまた議論しなければいけないというのは、それぞれ委員の皆様方からいただきながら話を進めていったら良いのかなと。</p> <p>ただ一点、私一つ根本的なところで一つ気になったのは、憲法っていうのは、日本国の憲法で、「国民」っていうのは日本国籍を持つ、日本国の国籍を持つ人ですけど、「市民」というのは一体誰なのかということが少し疑問がありまして。それは例えば住民票があれば「市民」であるというのは一つの視点ですけど、勤務先が大分市内にある企業に勤めている人なり、あるいは学校に通っている人、それは住民票が必ずしも大分市にあるとは限りませんけれども、そういう人たちも「市民」として捉えるという捉え方もあるのだからとか、企業のような法人、そういったものを「市民」として捉えるのかということをお考えするとき、これを基本条例の中で考えるときに一番大事なものは、やはりその「市民」の権利とか、それから市との関係ということですね、その「市民」という定義でいろんな考え方があるときに、それをお</p>

	<p>しなべて同じ「市民」というふうに考えていいのか、というのがちょっと私はわからないところがあって、議会基本条例のなかでは「市民」というのはどういうふうに捉えられて、考えられているのかっていうことを教えていただきたいというのと、それから事務局の方ではこの「市民」ということに関してどういった位置づけ、どういう範囲で考えられているのか教えていただければなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、それでは事務局、よろしければ委員さんお答えいただければ、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>私は議会人として執行部の仕事を見ておりますと、先ほどから出てきている議論と同じようなところにいつも直面することがあります。執行部としては、市役所としては常に効率の良い、無駄の無い論議を進めて行こうという方向で、話をまとめるようにかかってくると思いますが、故意か不作為かはわかりませんが、一方でころっと忘れていると感じる部分が出てくる場合が時としてあります。ですから、委員さんが心配されているのは、おそらくそういうことなんではないかと思います。</p> <p>例えば、このまとまった参考2のなかで、「地方分権による地域間競争に負けない」という記載がありますが、地方分権になったら常に地域間競争になるというような話に知らないうちになってしまうのではないかという恐れも出てくるでしょうし、今の委員さんのおっしゃった「市民」の定義というものも、本当はこういう議論の前に、「市民」とは何なのか、もっと言うならば我々が暮らしている共同体としての「大分市」あるいは自治体イコール共同体なのかとか、そういった部分を全く確認しないまま、こういうファクターだけを議論してしまうことに対する漠然とした疑問が当然出てくると思います。ですから、そういうところをこれからの論議の中でどう深めていくかという点で、僕は今の委員さんとはとても良い話をされたと思って聞いておりました。むしろ、これだけのメンバーですから、そういったところをまず、突き詰めていった上で、それを突き詰めていけば、じゃあ環境はどうするのか、子育てはどうするのかとかいうことは後からついてくるのではないかと私は思っております。</p> <p>そして、一つついでに言わせていただきますと、実は、先ほどのお話させていただいた中で私は説明しませんでした。と言うのは、先ほどの説明の時は、私は議会の代表として話していましたから、私は議会内のコンセンサスが無いことについてはしゃべれませんでしたけれども、一つ確認しておきたいことは、自治基本条例に先行して議会基本条例が出来てしまいましたけれども、議会の中では次のように二通りの考え方があります。自治基本条例と議会基本条例はそれぞれ対比している、対等なものだという考え方と、もう一つは、大きな自治基本条例の中に含まれている一機関としての議会基本条例なんだというような捉え方です。ただし、どちらの考え方も結局はプロジェクトチームの中で統一されませんでしたため、先ほど説明をしませんでしたけれども、私は後者の立場にあって、自治基本条例という大きなものの中に議会基本条例も含まれているんだろうというふうに私は考えております。</p>

	<p>フリートーキングということですので、私の考え方も話させていただきました。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>ありがとうございました。事務局、いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ただいまの「市民」の定義のお尋ねですけれども、あくまでも事務局の私の考えということで答えさせていただきます。ご存知のように、他都市の自治基本条例の「市民」の考え方を見ますと、例えば十八歳以上という形で規定しているところも、二十歳以上という形で規定しているところもございます。また、住民票あるなしに関わらず、通勤している人とか通学している人、こういう方も対象にしているという事例もございます。非常に大きな視点ではないかなというふうに考えておりますので、この部分につきましては、本委員会で議論をしていただいで決めていただければ、というふうに考えております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。「市民」の定義というのは非常に重要なことかと思えます。以前に私は、二次的に関わったんですけれど、市町村レベルにおける情報公開条例の制定のときに、情報公開を請求する権利者というものをどういうふうに定義付けるかという議論がありました。こういう場合、かなり難しいんですね。もういわゆる「自然人」に限ると。「自然人」というのは法律用語で、一般用語でいうと「人間」ということですが、人間に限り、法人はそういう権利はありませんとするとかですね。自然人に限るとした場合に、地域に住民票を上げている方だけに限るのか、それともその地域に職場を持って方、通学されている方とするのか、いや、もうそんなんじゃないかと、とにかく人間である限りは、もう日本人でも外国人でも問いませんよ、というようなところまで広げるのかというのは、かなり最初のところで議論をするところでございます。</p> <p>そういう意味合いで委員から出ました議論は、事務局がおっしゃることと私は同意見で、今後、重要な議論の柱として置いておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>今日はそのところを詰めていきますと、またちょっと、特化していくこととなるかと思えますので、今日はその手前の入り口の議論ということでございますので、今後の議論の一つの目玉としておいて置きたいと思いますが、そういう整理でよろしいでしょうか。はい、ご異論が無いようでございますので、そういうふうにさせていただきます。</p> <p>質問の方は大体もうよろしゅうございましょうか。無ければもう質問とは関係なしに、意見交換ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それではですね、議論をする方法についても含めて、こういうふうにすることが一番望ましいというか、委員個人の立場におかれまして、よろしいのではないかと、というようなご意見をたくさんいただきまして、今日の議論を踏まえて、理解も議論も深く詳しく展開されるような段取り作りにし</p>

	<p>たいと思っております。</p> <p>私自身が推測しますのに、ちょっとこの人数多すぎるのかなという訳です。この人数の中で思うことを語れと言っても、時間的制約もあるし、ちょっと厳しいんじゃないのか、例えばグループに分けて、自由にディスカッションすることで何か一つのまとまり・まとめみたいなものが出てきて、それを持ち寄ってやるとかですね、そういうようなやり方もあると思われるんですけど。最初にその辺のところ、皆さん率直な意見いただきたいんです。「ここまで来ているんだけどなかなかいいづらいんですよ」と、「もう少し何か工夫してくれませんか」ということがありましたら、早速その工夫は生かすべきではないかと思うんですが、いかがですか。このような状態でずっと続けてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっといいですか。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>僕はアンケートの中にその旨含めて書いたつもりなんですけど、時間がかかるかもしれませんけれど、各分野ごとに分かれた方が意見が出ると思うんです。委員長さんが言われたような意見をぜひ取り入れてですね、こんな話し二、三人だけが発言して一時間が終わるといような状況では、何回繰り返しても結論が出ませんから、やっぱり少し最初時間がかかるかも知れませんが、分科会をというように意見を書いたんです。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>意見の出し方について、私も具体的に深く意見を出すためには、カテゴリーをいくつかに分けて、例えば環境だとか、少子高齢化、教育とかいろんな形のを、ある程度大括りに分けていただいて、それを全体的に討議をするのか、あるいはいくつかの部会に分けて話すというのがあると思います。また、その部会の役割を、例えばいくつかに分けて、ある部会は環境と少子高齢化だとかいうように役割を分けてしていただいたらいいんじゃないかなと思います。そして、例えば次の会の時に、こういうことを議論したいとか、意見があったらそれを持ち寄って欲しいとかいうようなことを明確にする。そうすると自分なりの意見を次の会までにまとめやすいと思うんですね。そうするとより具体的なものが出てくるんじゃないかなというように思いますんで、その辺をご検討いただければありがたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 どうぞ。</p>
委員	<p>今、前の方が言われましたけれども、私ですね、今日、資料の2というこの制定する目的（何のために）、制定することによって何が変わるのかというように事務局さんが出していただいておりますね。私はこのアンケー</p>

	<p>トの中で、いろいろな項目が出ていると思うんですよ。</p> <p>そのアンケートで皆さん方がおっしゃりたいことは、この中に入っているんじゃないかと思うんですね。制定する目的は何かということについて、各委員さんが述べられているから、逆に言ったらこれに沿ってまとめていただいて、それではこういうことしたらこういうふうになるんじゃないですか、こういうことだったら何のためにするんですか、それがどうしたことによって変わっていくのですかというふうな形の中で、具体的にそれを項目を分けて、もういっぺん洗いなおしていただくというのも一つ手じゃないかと思っています。どうしても、進め方っていう問題になってくると、私も一回目か二回目の時に作業部会的なこともやっていかなきゃ、なかなか進まんのじゃないですかという話もしたんですけども、要するに私は、結局は、前提、制定する目的というものが皆さんで共通認識が高まらない限りは、何のためにこれを作るのかということが大前提なんですね。</p> <p>先ほど委員長さんも制定することについて異論が無いだらうということの話の中で、この委員会が成り立っているわけですから、それを順次やっていく、そして今委員さんが言われたように、それじゃあ市民がですね、行政、議会の方と要するに手を組んで大分市をいろいろな形の中で変えていこう、それとすばらしい自治作りをやっていこうというのであれば、私もアンケートの中に書いておりますけども、その辺の関係、関連のですね、要するに行政さんから言えば今、大分市ではこういうことを言いたい、やっていただきたいんだけど、行政としてはなかなかそこまで行っていないんだとか、議会では議会でこうこうやっているんだけど、なかなか広く市民の方から喜ばれるような議会からちょっと遠いんだとか、だから、そこでどうして行くんだという、そういうような議論をやっていって、その中でいろいろな部会が出来てくると思うんです。それからそこに進まない、おそらく、ちょっと始めから環境とか、文化とか、どうのこうのということになって来ると、それを事細かく詰めて、いろいろな委員さんで詰めていくということは、これまたちょっと難題ではないかなと。だから大前提はやっぱりこの制定する目的は何だろうかと皆でやっぱり議論をやって行って、それからその細分化したものによって、いろいろな委員会に分かれて議論を重ねてやっていければいいんじゃないかなと思っています。以上でございます。</p>
委員長	はい、どうぞ。
委員	私も今の方と似たところがあるんですが、市のほうから説明いただいた自治基本条例の制定の必要性というのに少し疑問を感じています。で、そういうのも全体で話し合わないまま、細かいところに細分化していくということに対する一つの疑問と、それからもう一つ、どのように分けるかということが、皆さんが議論する過程の中で、自然に「この分野とこの分野が分かれるといいな」、という自然分解がでるところまで行ったほうがいいのではないかと、そうでなければある程度分類していただいた部門で一応やってみて、もう一回全体会をもって、それから細かい分野に入るというような、全体と部分の相互作業がいるように感じています。以上です。

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>私、先ほど申し上げた全体会議も一つのものだけど、小グループに分かれて っているのは、小グループに分かれて専門的な問題について討議をするとい うのではないんです。まず、皆さん方に投げかけさせていただいているのは、 このような大人数の中で、議論をこのまま継続していいですか、という問い かけなんです。</p> <p>というのは、全員の方に存分に語っていただければ、もう、そんな心配は 全く無い訳ですけど、なんていうんですか、「もう少しその辺、こうやって 工夫してくれると意見も出しやすいんだけどね」というような思っている のが一般的には僕は十分有りうると思うんです。この人数ですからね。5、 6人でしたら、それはもうそれ以上細分化する必要はないと思うけど、やっ ぱり三十人近くの委員がおられて、それで人前で意見を述べるというのは、 なかなかきついなあ、という気持ちがある訳なので出させていただいている 訳で、大多数の方が、「いや、そんな必要はないよ」とおっしゃっていただ ければ、先ほどの私の具体的な提案は撤回させていただきますので、その辺の ところ、冒頭に申し上げました、「戻る」ということは、なるべくしたくな いということで、司会者としては出来るだけ効率も考えなくちゃいけません ので、今日の段階で、「そういうことも考えてみたらどうかね？」というよう なご意見が出ましたら、配慮させていただこうかと思っている次第でござい ます。今回、今日そういう意見が出ませんでしたら、次回からはそういう意 見を出すつもりは毛頭ございません。これまでどおりでというか、(次の会 でも)「いかがでしょうか」というようなことは提案申し上げるつもりはござ いません。今日、6月の段階で、いかがでしょうか、ということでございま すので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>今、委員長のほうから提案のありました、小人数に分けて、次回からとい うことで、それはやはり皆さん方のいろんな意見をいただくということで考 えると、やっぱり、少人数に分かれていろんなことを言い合って、そうした ところから全体の中に持ち寄ってくるという過程は私は必要じゃないかな、と いうふうに考えております。</p> <p>課題別に分けてっているのはまだ先のほうかとも思いますけども、やはり 先ほど委員さんが提案されました、「市民」の提示というのは、これは一番根 本、自治基本条例における根本のところになりますので、これについてやは りみなさんで意見の一致をみないことには、先には進まないだろうと思っ ております。この「市民」の提示という部分をこの33人の方々が、「よし、こ こでまとまろう」というところから発しないと、自治基本条例の入り口をク リアできないんじゃないだろうかと思います。少人数で分かれて意見を戦わ せながら、持ち寄って、こういう全体の中で確立させて、そして、自治基本 条例というのは、自治体の憲法というような話して全国的には進んでおりま すけども、大分市の今後の方向性を形作っていく自治基本条例としたとき には、それぞれの課題というものをどう展開していくか、という形になろう かと思っておりますので、意見を出しやすいということから言えば、少人数で分かれ</p>

	<p>て、意見をすることも必要ではないかなと思っております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。 はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>私、別のところでこういうような、もうちょっと人数の（少ない）会議の委員長をやったことがあるんですけど、やっぱり何も言われなくて帰ってしまわれる方が結構多かったですね。実際こういう委員会が機能するためには、全員の方にあらゆる意見を出していただくという必要があると痛感しました。</p> <p>で、（当時は）委員長が議事進行するときに、できるだけこっちからあてて、しゃべらない人にしゃべってもらうようなことまでやって、全員にしゃべって帰ってもらうということを実践してきたわけですけど、そういう意味からいうと、この会議はやはり、できるだけたくさんの方が意見を言うということが非常に大事だし、それがやはりいいものを作るのに、網羅的にいろんな視野から見るということで、大事なことだと思うんです。やはり意見を全員が出すということが大事だと思います。ところが三十何人となりますと、ちょっとこれが一つの会議でそれをやるというのは難しいだろうし、問題を絞り込んで、いくつかにわけてやればいいんでしょうけど、そういう訳にもいかないとする、やっぱり今、言われましたように、いくつかのグループに分けて、例えば、一番話しやすいのは6～7人1グループだと思うんですけど、そういうグループに分けて、違ったグループで同じテーマで議論してもいいと思うんですけど、そういうふうなやり方でできるだけ意見をたくさん我々も出すように、協力しようじゃないか、というような形で進めていただけると、私は一番良い成果があがるんじゃないかというふうに思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。 どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>今、皆さん方のおっしゃるとおりで、ここでやはり我々も聞いているだけなんです。じゃあ、今後具体的なスケジュールを先ほどご説明いただきましたけど、じゃあ本当にこのスケジュールどおりで物事が運んでいくのかな、と思ったときに、やはりみんなが、ちっちゃいグループで結構ですので、今後の進め方なり、先ほど副委員長が言われました「市民」の定義なり、やっぱり項目ごとにテーマを持って、みんなで話し合っただけをみんなで全体的に再度話し合っていくということの方が、まだいいような気がするところでございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。 はい、どうぞ。</p>

<p>委員</p>	<p>多数のご意見が出ておられるような形で私もそういう方向が良いんじゃないかな、と思うんですが、テーマの絞り方ですね。テーマの絞り方をどうするのかというふうな事柄をしっかりとっておかないと議論があっちに飛んだり、こっちに飛んだりですね、堂々巡りをしてしまうというふうなことになるはしないかと思imasるので、個別討議、個別のグループに分かれての作業部会的な討議をするにしても、共通テーマとしてはこういうふうなことを議論しよう、それから個別テーマとしてはこういうふうなテーマがありますよ、といったところを、たたき台か何かあれば非常に話しやすいと思うんですが。</p> <p>たとえば今日あたりにしても具体的なたたき台のしっかりしたのが見えませんが、今日はフリートキングということで、それが目的でしょうけれども、もっと有効な時間を使ったらどうかな、といった気がしておるわけでありませう。テーマの絞込みと作業部会でそれぞれ何を取り扱うか、というふうなことで、今後の会の進行を伺ったらよろしいんじゃないかな、と思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。</p> <p>あの、議論がなかなか噛み合わない原因は私なりにもう認識しているつもりでございます。それは何かというと、基本条例に対するイメージづくり、条例を作っていくイメージが違うんですね、委員さんの。</p> <p>まずは、イメージ的なこと、環境がどうあるとか子育てがどうあるかとか、夢を散々語って、そして現状はどうだと。それにはかなり距離があるよと。そういうのをどうやって実現していくのか、というものを散々語っていくという議論の仕方もあると思うんです。もう一方は、もう手続きだと。理念というものを語るような場を徹底すればいいんであって、その語れる状況にあるのかなのか。ないのであれば、どういうシステムをつくったら市民が参加して語れるのか。あくまでも基本条例はそういうシステムづくりであって、理念性はその場所でやってもらったらいい、というような考え方というのも基本的に違うと思うんですね。</p> <p>委員さんの一番最初のご紹介は理念型と手続き型というふうに基本条例の計画を分離なさいましたけど、私はそれはあるのではなからうかと思うんです。で、ずっと去年からこの会議の進行をさせていただいて、理念型の話が出てくるかとおもうと、いや、もっと各論的にどんどん話を進めていったらどうですか、というようなお話。これはかなり手続き論的なご発想の元かなと思うんですが。その辺があっち行ったりこっち行ったりして、出てきておるような感じがするんですね。で、それがこの場で徹底的に議論されて、もう理念型だ、とにかく理念型で最初行くんだと、手続き論は後回し。いや、手続き論なんだよと、理念なんていうのはその先の話なんだよと、まず手続きを確立することだよというようなことで、議論の展開が一致を見れば良いですけど、私は今のこの三十数名の議論の中では無理だと見てるんですよ。</p> <p>ですから、そこ辺の議論から、委員会をいくつかに分けて、そして、この委員会ではこの議題で、ああいう議題でっていうのはまだまだ先の話であって、この議論をどういうふうに進めていくか、という骨組みが全然まだ</p>

出来てない状況でずっと事が推移していると、私は見ているんですよ。ですから、何か一つの方向性が出されればよろしいのではないかなと。まあこれは言いすぎかもしれませんが。理念型の意見がずっと出されているときに、手続き型のご意見を持っている方は、もっと具体的に、何条条という話をしましょうよ、と。もうそれやっとなんかあきませんよ、っていう話があるし、いや、理念型はこの場で果たしてお話することなんではないかな、ということだって極論として有りうると私は見てるんですね。ですから、そういうところの入り口のところを委員の皆さんが思い残すことなく意見を述べられて、そしてそこで全体会議を開いて、大体の方向性を出していただくということが、いちばんの作業かなと。そしてそのような作業がだんだん終わっていくと、先ほどの委員がおっしゃったような「市民」の定義というのは何なのか、という具体的な話に入っていくのではないかなと思うんですけど。

私としては司会者としてほとんど困っているというか、正直言って、私は法律屋なものですから、私は手続き論で話を進めていったほうが、どんどん、どんどん話が前に進んでいくと。理念の話は最後でいい、と。そういう話ができるような場をいかに設定するかというのが基本条例だ、というのは、私の法律屋としての立場でございますから、その辺のところは単なる視点でございますが、あと皆さんのご意見をどうやってまとめていくかということで、いささか、あっちいったりこっち行ったりということで、かなりフラストレーションがお溜りの委員さんも居られるかと思うんですけど、それを突破するために、少人数でまず議論を、6～7人という話が出ましたけど、そういうことで、徹底的に1時間半くらい侃侃諤諤な議論から何か方向性がでてくるんじゃないかなと思うんですが、ここでその方向性を出そうっていうのは、私はもう無理と見てるんですよ。で、それを見切り発車したときには、いやって、また元に戻って出発点に戻ってまたやり直してっていうような。それはちょっと全ての無駄になるかな、というところで、そういう気持ちでございますが。

はい、どうぞ。

委員

私は今、委員長がおっしゃられたことに同感なんですけれども、理念的な話っていうのは大事だと思うんです、大事だと思うんですけど、その理念がここにいる委員さん、あるいは大分市民全員が100%一致するなんてありえない気がします。

で、他者の意見っていうのはとても大事で、自分のと違う意見をちゃんと聴ける場所っていうのは結局、設けられない。しかしそういうものを含めて手続き上、どういう決まりごとを作るのかっていうのが、私は基本条例じゃないのかっていうふうに理解しているんですね。ですから、ここにちょっと日進市の自治基本条例の用途っていうのが10項目あがってますので、これちょっと読んでみますと、①まちづくりの方向性、将来像 ②市民の権利 ③市の義務、責務 ④市民の責務、事業者の責務 ⑤住民参加の手続き、仕組み ⑥住民投票の仕組み ⑦市民協働の仕組み、NPOの支援等 ⑧分野別の施策の方向性 ⑨他の施策、条例との関係 ⑩改定見直しの手続き。これ、

ほとんど手続き上の問題なんですね。このとおりじゃなきゃいけないということではないかもしれない、大分市は独自のものを作るっていうことがあるかもしれませんが、理念の話は多分①のまちづくりの方向性や将来像で、概ね大分市民が皆で、そうだねって同意できるような大まかな方向性、大分の将来像に対する方向性ってというのが、そこで述べられるのかなって感じがしてまして、あと実は具体的な施策なり、それぞれの皆さんがお持ちの理念なりっていうものをどういうふうに議論して皆でまちづくりしていくかっていう場所を作るための条例作りじゃないのかなって感じがしています。が、そうは言っても、今、大分市が抱えている課題だとか、委員の皆さまがお持ちになられている理想像とかですね、そういうのが実は背景にあって、そういう手続きの問題、そういう様々な問題点が全く無くてですね、手続きだけが成功してしまってもこれは単なる法律、冷たい、冷たいというところですけど、血の通わない法律になってしまいますので、ある程度のところで私は理念的な話しを議論することに関しては全く反対ではないんですけども、この自治基本条例を少し前に進めていこうかなと思ったら、やはり基本的に何を決めなきゃいけないのか、今言った、各都市の自治基本条例の条例の条文をそのまま持ってきてやると、何かちょっと遠いものに見えてしまいますから、そうではなくて、今、私10項目言いました、日進市の自治基本条例の用途がこんなもので良いのかどうか、大分市の場合にはこれだけの項目が入っていれば良いのかどうか、後はもっと違うものが、こういうものが入れるべきではないか、というような大まかな10項目になるか12項目になるかわかりませんが、そういう基本的に自治基本条例で決めなきゃいけない要素ってなんだろうっていうところをまず最初に議論するんですね、ある程度方向性が出てくるのではなからうか、と思うんですけど、どうでしょうか。

委員長

はい、どうもありがとうございました。
はい、どうぞ。

委員

大変、流れに反するんですけども、私はひょっとしたら理念型なのかなと。そういうわけ方をしたことないのでわかりませんが。理念が共通していないと、手続きを決めるときに、どこでどうしてするかということが決められないんじゃないかというふうに思うんですね。

Aという項目では、いろんな理念を皆さま持ちますから、ある理念に基づいて集約する方向で意見を出した人のがまとまっていく。で、Bという会では、違う理念を持っている人が集まってその法に決まっていくというと、なんかとてもバラバラなような感じを受けます。会社づくりをするときでも、社長やトップの方がどういう理念をもっているかということが、皆の意見を総合的に判断してまとめるときの最後の拠り所になるんですね。だから参加者がやっぱり理念について共通認識を持つということは、私は大事だと思っています。

で、今、言っているのかどうかわかりませんが、そういう意味で今日、市の方や皆さんのご意見と私はとても違う理念を持っています。今、述べて良

ければ言いますが、先ほど、市の方が、市民は私と私の家族、それが大切だ、で、市をどう作るかとか、国をどう作るかということ意識しないで子育てや教育や生き方をしている。それなのに経済大国になっていく過程では、経済が右肩上がりですから、自分達でそれだけ考えていけば、市や国や行政の方が私達のそういうところを受け持ってくれる、そういうことでこの国が成り立ってきた。それが意味では戦後、与えられた民主主義だったからではないか、というふうに私は思っているんです。だから、国旗、日の丸の問題ではなくて、この自治基本条例を作るときこそ、真の民主主義というものを私達が持つチャンスだというふうに私は捉えています。だから何か既成のものがあって、その手続きを決めていくというのではなくて、やはりその、市民が自分で自分のまちをつくるという意識を持ったそういう人育て、教育、そうすると子どもをこの自治基本条例の中にどのように位置づけるか、ということに関連をしていく訳です。だから、先生がおっしゃった「市民」とは何かということ話し合うことでも、理念にまた結び付けていけるというふうには思っていますが、理念、ビジョンの前にもうちょっと「市民」というのはかなり理念、ビジョンに近いスタンスの項目かと思いますが、環境とか子育てとか教育になると、「市民」の権利を行政がどれだけ受け持ったださるかを「市民」の権利と拡張していくような話しになりかねないので、もっとその自治基本条例を作ることそのものに、市民が自主的、主体的に参加していくというスタンスがいるんじゃないかというふうに思っています。

うまく説明できたかどうかわかりませんが、よく市民の私利私欲を規制とか自立とか取り締まるということ条例の中に組み込むことで、手続きOKではなくて、私はやっぱり、規制とかルールというのを、市民が守りたくなるつくり方をどうするかということのほうが、取り締まることよりずっと大事な気がします。そうすると手続きをどうするかということが変わってくる訳ですよ。うまく説明できたかどうかわかりませんが、市民が自ら作るというスタンスを理念として持つということ、私は意見として持っています。

委員長

今の委員のご意見、ちょっと皆さん方、徹底的に時間のある限り、討議していただけないですか。もったいないです、時間が。いつもこの話が出てきます。で、司会者としては、このご意見に対して、皆さま方どう思っているかということをお聞きしたい。

委員

私はですね、今の委員さんが言われましたけれども、自治基本条例というのはですね、さっきも申し上げましたけれども、今から大分市民が、行政に対していろいろな問題が社会情勢の中でいろいろなことが起こって来ているんだと。要するに難しいことも起こって来ているから、自分たちのまちは自分たちで何とか出来ることは協力してやっていこうじゃないかと。そういうふうな考え方で、要するに一つの条例を作って、そして個々の条例に従って、しかしながら条例を作ったから、これをしなさい、あれをしなさい、と書いたから、市民のみなさんがするかっていうと、おそらくすることはないと思います。正直言って。全員がするということにはならないんだけれども、こ

うというような方向性で大分市は取り組んで行くんですよ。その後押しは議会がちゃんと精査して言われたことも勉強して提案もするし、我々行政もいろいろなことについて今から述べていきますよと。

そしてその中で市民のみなさんも出来たらですね、要するに地域づくりまちづくりは皆の力でやっていきましょうというのが、僕、この自治基本条例の根本的な条例の策定の意味だと思ってるんです。だからこれは市民のですね、絶対的に動かしてどうのこうのと。全員がこれが出来たからって、なかなか出来るもんじゃないと思います。実際、今やってもですね、来られる方は来られるし、来られないかたはなんぼ声かけても来られないですしね。けども、今からこれはですね、今から、さっき言いましたように、事務局が言われましたように、要するに社会情勢の変化の中で、要するに国とかいろいろ大きいところに自分達がまず自分達のことをまず考えてきたんだと。そしてこういうような社会になってきたんだと。というけれども、しかしながら、今から先はそれだけでは進みませんよ、いろいろなことがまだ難題が起こってきますよ、と。だからその難題に向かって皆でどう取り組もうかということ、この自治基本条例で作っていくわけですから、その辺は皆さん共通認識があるんだと思います。それが無い限りは、自治基本条例を作ってもどうしようもなりません。そして、自治会あたりもですね、今のような自治会の組織はダメですよと。もっと自治会をもっと活発にするために、どういふことをしたら良いんですよ、どうして行ったら自治会はもっといろいろな形の中で意見が出たり、会がおこったり、さっきありましたようなことが起こったり、いろいろするんですよ、というようなことが変化が求められるような指針づくりを今からやって行くわけです。その委員会が、私この委員会だと思っているんで、やっぱりそこが出来てないとおそらくこの話はですね、制定するという話にはならないんじゃないか、と思っております。

委員長

はい、どうぞ。

委員

何度も申し上げますが、今の発言とも私は少し、市民としてはスタンスが違います。

何か主導的に作るのが、行政や議会であって、それを行政や議会の方ではしおせない、それを市民が協働して作るというふうに分かっていたんです。私たち市民には法の縛りはありません。ところが行政とか議会は法の縛りがあります。そうすると、私たち市民から考えて、当然こうしたらうまく行くのに、この方が市民のためになるのに、と全体的に考えて意見を述べても、行政の末端の人が「しません」と言われると私たちはどんなに抵抗してもそれを引っ込めざるをえないということを度々体験しています。私がNPOの代表として出ているのは、他の方にも申し上げたいんですが、そういう体験をして来ているからだというふうにご理解いただけるとありがたいですが。

私は自分のスタンスが、例えばNPOとかクリニックとか、ゆずりはとかいろいろやっていますが、その単体のためにと考えたことはありません。団体は市のためであり、県のためであり、国のためであり、大きく言えば人類

のためにあるからやっているわけで、そのためにボランティアをしているというふうには、お金もマンパワーも考えています。そのときに、市や県の方のスタンスは「あなた個人のためにしているでしょう」という捉え方をいつもします。そのときに一つの団体は、一回限りですとか、そういう制約のもとで、いつも本当に市民のために役立って良いことだからやろうと思うのには出来ません。市や県の方は法の縛りがあるので、私に賛成してくださる方もそういうことが出来ません。そのとき、私は市民の力で、市民がこうするから逆に行政が協力する。行政に市議会議員さんに私達が協力するのではなくて、市や行政が私達に協力するくらいですね、大きい、今までにない良い市をつくるという意欲を私どもは持っています。そしてそういう市民を広めるとともに、学校、とくにこれからの子どもがそういうスタンスをもった子どもに育てないと、道州制が導入されて、この市の設定をどのようにやっていくかということに考えることができない。算数の点数で割れるとか、国語は読解力が紙の上だけで良いということではおそらく成り立たないと思います。そういう意味で私はこの自治基本条例委員に選んでいただいたとこのことを、とてもうれしく、また貴重な機会だと思っていますので大変、口はばつたい意見を申しました。ご清聴ありがとうございました。

委員長

せっかくの機会ですので、どんどん意見を出していただきましょう。どうぞ。

委員

今回初めて参加させていただいたので、まだ自治基本条例というものがどういうものなのか、ビジョンが正確には掴めていないんですが、今、委員の方が言いましたことも一理あると思うんですが、そういう不条理な目にあった、行政側が憲法じゃないけど、条例なりとか法律の方を楯にとって「これはできません」というふうなことがあったらというのであれば、この基本条例というのは逆にそれが通るような形、市民がもっていけるような形にするために、どうすればいいのかっていうことを制定してく場だと思うので、それは決して行政側からの一方的なことではなく、そのためにこの委員会があるのだなあと思うので、私としてはこの参考項目等が今まで議会に参加してなかったの、これからどうやってこの会議が進行していくのかなという意味での参考資料になるんですが、実際こうやって項目で現在の状況であったりとか、条例との関連、目指す方向性というものが示されていますので、やっぱりこの基本条例っていうものは、あくまで条例は最終的な拠り所だと思うんですよ。

で、こういう問題があったときに、じゃあこの条例でこういうふうにするから、決められてるから、こうやって行くことがより市民のためになって行くっていう最終的な拠り所だと思うので、それをどういうふうこれから討論していくかというのは、やはりここにあげられているような現状等を煮詰めていって、じゃあそのためにはどういう手続きを踏まえて行くことがより円滑に市民の要望に応えられるのか、っていうことだと思うので、その辺を掘り下げてくっていくことでは、もちろん理念の問題が最終的な前提にはあると思うんですが、それをより浸透させていくためにはやはり手続き的な

	<p>ものが、より市民に沿った手続き的なものを決めていく必要があるのではないかなと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。その他、ご意見等をいただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>私は今の方が言われたとおり共感というか、その前の方が言われたことに大変共感しているんですけども、共感はしているんですが、この自治基本条例をここで話し合って形にしていこうと思うときに、それこそ前の方が言われたことは例えば、市民参加の仕組みという項目が、これは日進市ですが、というのが上がっている。そのあり方をどうするべきかっていうこと。あるいは、教育っていうのは、私も一応教育者ですので、大学だけではなくて、小中高含めて教育っていうのは非常に重要なものであるという考え方ではあるんですけども、教育っていうのが自治基本条例の中でどういうふうに位置づけられるのか。日進市の場合は教育っていう項目はありません。ですから、そういうことを提案なさっていくというようなことで議論が進んで行くんじゃないのかなと。</p> <p>ですから、理念は非常に大切なんですけれども、理念をどうすべきかということをごみなさんの一致を図るのは非常に困難だと思います。それよりも皆さん、理念をお持ちだと思いますので、その理念に即して例えばそれぞれの手続きはどうあるべきなのか、というようなことを議論して行くっていうのが、会を少しでも進めて行くという方向になるのではなかろうか。それで先ほどのただ単に手続きを決めて行くというのではなく、理念という話は非常に重要なんだけど、それは理念が決まってからというよりも、理念を考えながら、そういう手続きのあり方を決めて行くというのが大分市の自治基本条例のあり方としてはいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。他にご意見はありませんでしょうか。どうぞお出しください。</p>
<p>委員</p>	<p>頭が鈍いんで、皆さんが今何を話ししているのかよくわからない、どこの山に登ろうとしているのか、さっぱりわからない。富士山に登ろうしているのか、由布山に登ろうとしているのかが見えない。由布山に登るんだったらこのくらいの準備でいいんだけど富士山だったら酸素足りないからこういうようなことをしないといかんと、自分はそれなりに準備をするんだけども。</p> <p>あの、今までの大分市の何が悪いんですか、と。一市民として、議員ではありますけど、別に悪いと思ってない。職場とか、僕は民間出身でありますけども、例えば、「非常に子育てはやりやすいですね」と言われる方もいるし、要は、そんなに住みにくいとは思っていない。けども、条例をこういう形で新しい仕組みの中でやると更に良くなるのかなという期待感があります。</p> <p>ちょっと私も前任の引継ぎの中でありますから、今回2回目の出席ということになるんですが、先般、豊田市のほうに視察をさせていただきまして、基本条例って一体どんなやろうかということで、そこで学んだことという</p>

のは、大変、豊田市は基本条例っていうのを作らなければいけないっていう動機付けがはっきりしている。それは豊田市というひとつのトヨタの街という製造品の生産高が日本で第1番という大きなモノづくりの街なんですけれども、それ故に、行政を経営の仕組みに例えて、経営システムとしてしっかりと、限られた財政をうまく運用しようという民間思想が入っている。それが今度はだんだん、合併という問題があって、いろんなところがくっついていくときに、なかなかいろんなまちの個性がありますから、そういうものをひとつにまとめながら、新たな豊田市としての行政の仕組みを共有することによって、お互いが共通の認識に立って一つのまちを良くしようではないか、というふうな仕組みづくりにこの基本条例を見事に作り上げて来ているというふうに、僕は見てきたわけでありませう。

その中身というのはいろいろあるんで、ここで論ずることではないんですけども、そういうものが頭の中にあるながら、やっていくときに、いろいろ深いお話はあろうと思いますけれども、一番最初の、議論をもう少し小分けで、いろんな人たちの個性も考えもわかりませんので、いろんな形で3つか4つくらいのグループで、とにかくディスカッションしていただいて、やるにあたっては、おっしゃられた、テーマを少し絞り込んで、そこで一つのことをずっと詰めてお話をするというような形でとりあえず進めて行っていただければ、今日はストレスが少し取れて帰るかなあと思った次第でございます。その点で一つ、妥協のところ、今日はどうでしょうか、ということでございます。以上です。

委員長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。どうぞ。

委員

先ほど委員長がおっしゃった時間にあと15分くらいでなるんですが、フリートキングと言っても、全員が平等に喋ったとすると、120分で一人2分無いんですね。それではいくらなんでもこれだけのテーマをこれからやって行こうというには、とてもじゃないけど時間が足りませんが、10人のグループにすれば、12分しゃべれる。6人なら20分しゃべれるということになりますので、やっぱり話しのチャプターを端折らないためにも議論の場を少し効率を上げるためには少人数にするべきだと思います。

ただ、せっかくここに全部で5つの代表になるフィールドから出てこられている。全部のフィールドをファクターとして入れようとする、一番少ない人数が4人ですから、4以上には割れないということになりますね。したがって、最大4グループで、学識経験者や市の職員の代表がそれぞれ一人ずつ入ったグループということにイメージされようかと思いますが、その辺のことだけでも今日はみなさんの合意を得た形にしないと、次進まないんじゃないかと思っておりますので、是非そうしていただくことを提案いたします。

委員長

はい、わかりました。

委員

今までのご意見を聴いておりました、自治基本条例は、先ほどの参考資料

2のように、いくつもいくつも決めないといけないかなと私は思うんですね。だから、市民の皆さんにアンケートといいますか、希望というものを聞いてみて、何点かがいいと思うんですよ。大分市はこういうふうに進んで行き、この方向で行けば、みんなが幸せになるんだということだけ決めれば、私はいいと思いますので、そんなに、あれもこれも標記する必要はないと思いますから、先ほどから分科会に分かれてとかいう話しでしたが、このテーマをいくつかだけに分けて、4グループなら4つ。大分市は4つのことだけしていけば皆さんが幸せになるんだ、というくらいでいいと思うのに、なんだか、今までの6回話を聞いていると、あれもこれも作らないけん、こうしなきゃいけない、ああしなきゃいけないと。そういうものは現在の条例の中に十分謳われていることで、今、緊急に押し迫ってどうこうする必要はないと思っております。ここで最後の方で、来年度、平成22年の春に市民意見交換会というのがあるかと思いますが、そうじゃなくて、始めに市民の皆さんのご意見をもっと積極的に取り入れて、そして、大分市のあるべき姿を見て、ここでこの委員のみなさんが検討すればいいのではないかというふうに私は思っております。

委員長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか、大体。後、予定された時間は15分を残すところとなりました。司会者としまして、最後の最後までやっぱり定まっていなくて、何を討議するか定まっていなくてというのが、率直な感想でございます。

このまま何回やりましても、おそらく同じようなことになろうかと思っておりますので、どうございましょうか。先ほど委員さんのほうから具体的な展開の方法がございましたけど、小グループに分けて議論してみるというところは最大公約数かなと思うんですが、まず、小グループに分けていっぺんやってみる、というのはいかがでしょうか。

(賛成の声)

委員長

ありがとうございます。それでは、グループをいくつにするかということですけど、具体的に委員さんのほうから、どのグループからも一人は入っていただくような形でいくと、4グループかな、というような話がございましたけど、4グループを一つ頭において、小グループを作らせていただいて、その小グループの構成につきましては、私、副委員長、それから事務局にお任せいただけますでしょうか。

(了解の声)

すいません、そういうことでやらせていただきたいと思っております。今日の議論を更に徹底的に詰めていただいて、それをお持ち寄りいただいて、集約させていただくと、何か一歩先に進めるのではないかと、思っております。そういう意味で今日の議論は非常に私は有意義であったと思っております。絶対にどこかで通らなければならない議論であったと思っております。一つ、何か山が越せそうで

ございます。結論は何一つ出ておりませんが、先がちょっと見えた感じがいたします。

それから参考4の資料でございますけど、これは全く委員会です承したものでございませぬので、その点のご認識につきましては、一つよろしくお願いいたします。例えば、というので事務局が作っただけでございまして、私どもはこれに賛同したわけではございませぬので、一つの例としてというようなことでございますので、その程度で頭の隅に置いておいていただければ、と思います。

最後の最後に入ってまいりたいと思います。次回の開催日程でございます。お手元にスケジュール表がございますでしょうか。資料の3でございますね。これはですね、大変恐縮でございます、まずは司会者が私がさせてもらっているものですから、私が可能なところで大体一定程度日にちを集約して、ということで、たまたまそういうことを書かしていただいたわけでございます。私も公務をもっているもんでございますから、既に開催可能ですよという日にちの中の23日の午前中がダメになりまして、そういうことで、一応ですね、24日の午前、午後、31日の午前ということで、ちょっと設定をさせてもらいまして、今日決定というよりも、皆様方のご出席の状況をですね、把握させていただきたいと思います。そして小グループに分けていきますので、できるだけ多くの皆様方のご出席いただける日が望ましいわけでございますので、一応の目安ということで、大変恐縮でございますけど、この日はダメだな、この時間帯はダメだなというあらかじめスケジュールがあるかと思っておりますので、それご覧になっていただいて、ちょっと情報提供していただけるとありがたいと思います。今日決定ということではございません。一つの日にかの開催の目安にさせていただきたいと思います。

私事はそれなりにございますけれど、まずですね、月末に向かって行くんですね。8月は行事があつて、ふるさとまつりとかあるんですね、いろいろな地域で。夏の行事がですね。ですから、この辺がちょっと悪いな、というようなことであれば、おっしゃってください。例えば、31日、月末ではないかと。こんなのとでもダメだと、というようなことであるかどうか、ということです。とにかく情報だけご提供いただけたら、ということです。今日は決定はまた、後々ということにさせていただきます。すいません。では、24日の午前中10時からダメな方は挙手してください。事務局ご確認ください。大体の目安ですから。事務局分かりました？24日の午後2時からダメな方。31日の午前中ダメな方。

それでは改めて申し訳ございませんけど、日程調整をさせていただきます。それで、最大公約数の日を設定させていただきたいと思っておりますので、全体会議ですと、ご出席の数が一定程度というのは予想せざるを得ないんですが、分科会で4グループに分けるとなれば、一人でも多くの方に出席していただきたいと思うのが、座長の想いでございます。そういうことを調整させていただきたいと思っております。事務局の方、日程調整の方よろしくお願いいたします。

事務局	<p>次回の日程まで決まらずに終わってしまわざるを得ませんが、今日出ました結論、4グループに分けて、更に徹底的に議論をさせていただくということで、出来るだけ議論のしやすいような材料、素材も事務局と相談しながら提供させていただきたいと思っております。その点につきましては副委員長お2人の委員さん、委員長の私、それから事務局にお任せください。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ではそういうことで。大変長時間熱心なご討議を賜りましてありがとうございました。またよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>委員長さん、どうもありがとうございました。</p> <p>次回の開催につきましては、委員長さんからご説明ありましたように、早急に調整させていただいて、ご連絡、それから各グループ分け等につきましても併せまして早急に、できるだけ早く、皆さんの方にご連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上で本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
-----	---